

第4部

資料編



第1章

策定経緯と策定体制

① 大竹市まちづくり基本構想策定審議会

1 大竹市まちづくり基本構想等策定条例(抜粋)

大竹市まちづくり基本構想等策定条例(令和2年大竹市条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくり基本構想等の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり基本構想 まちづくりの基本理念や市の将来像を示すものをいう。
- (2) 基本計画 まちづくり基本構想を実現するための施策の体系や方向性を示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本計画を実施するための具体的な事業を示すものをいう。
- (4) まちづくり基本構想等 まちづくり基本構想、基本計画及び実施計画をいう。

(審議会への諮問)

第3条 市長は、まちづくり基本構想を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、大竹市附属機関設置に関する条例(平成25年大竹市条例第26号)別表に規定する大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、まちづくり基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、まちづくり基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第6条 市長は、まちづくり基本構想等を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(まちづくり基本構想等との整合)

第7条 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、まちづくり基本構想等との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



2 大竹市附属機関設置に関する条例(抜粋)

○大竹市附属機関設置に関する条例(平成25年大竹市条例第26号)
(設置)

第2条 市が設置する附属機関の名称、担任する事務、委員の定数、委員の構成、委員の任期及び庶務担当は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当
市長	大竹市まちづくり基本構想策定審議会	大竹市まちづくり基本構想等策定条例(令和2年大竹市条例第2号)第3条に規定するまちづくり基本構想に関する調査審議	20人以内	(1)学識経験者 (2)市内で活動する団体を代表する者 (3)その他市長が必要と認められた者	諮問に係る答申まで	総務部

3 大竹市まちづくり基本構想策定審議会・委員名簿

◎:会長 ○:副会長(敬称略)

氏名	所属団体・肩書等
金谷 信子◎	広島市立大学国際学部 教授
高橋 央史	高橋佐多合同事務所 司法書士
太田 悠一	大竹市PTA連合会 会長
梶山 恵	連合広島大竹・廿日市地域協議会 特別幹事
谷岡 茂	大竹商工会議所 副会頭
向井 敏亨	大竹商工会議所青年部 副会長
西尾 裕次○	社会福祉法人大竹市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
中村 照子	大竹市自治会連合会(女性部)
松原 聡子	おおたけ未来創造会議参加者、幸せ感に関するアンケートモニター
福田 佳江	おおたけ未来創造会議参加者、幸せ感に関するアンケートモニター

任期:令和2年11月13日~令和3年1月29日(答申日)

4 大竹市まちづくり基本構想策定審議会諮問書

大総企第131号
令和2年11月27日

大竹市まちづくり基本構想策定審議会会長 様

大 竹 市 長

大竹市まちづくり基本構想について(諮問)

標記構想を策定するに当たり、次の資料を付して、貴会の意見を求めます。

○ 大竹市まちづくり基本構想(素案)

5 大竹市まちづくり基本構想策定審議会答申書

令和3年1月29日

大竹市長 入山 欣郎 様

大竹市まちづくり基本構想策定審議会
会長 金谷 信子

大竹市まちづくり基本構想について（答申）

令和2年11月27日付け大総企第131号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重に審議した結果、下記「1 修正すべき事項」のとおり修正することを前提として、別紙「大竹市まちづくり基本構想（素案）」を適当と認める。

なお、大竹市まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）の策定・推進に当たっては、下記「2 配慮すべき事項」の内容を配慮されるよう、意見として申し添える。

記

1 修正すべき事項

（1）1頁及び2頁に描かれた未来のまちの姿において、三倉岳や阿多田島、亀居城など、市民にとっても愛着があり、将来に渡って引き継ぐべき市の重要な自然・文化遺産の名称を、何らかの形で記すこと。

（2）基本構想は、未来のまちの幸せのイメージを市民と行政が共有し、協働でまちづくりを進めるための旗印となるものであることから、最終頁において、基本構想を新たなまちづくりの出発点として、より一層市民の主体的な関わりを促すようなメッセージで締めるよう、文言を検討すること。

（3）基本構想が示す未来のまちの幸せの実現に向けた具体的な施策は、基本構想を踏まえて策定する「大竹市まちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）で示す旨を、基本構想の最終頁に記載するとともに、市ホームページに掲載する基本計画の情報へのリンクを示すなど、基本計画の方向性や施策の内容を市民に周知し、関心を持ってもらえるような工夫を施すこと。

2 配慮すべき事項

（1）基本構想が示す未来のまちの幸せの実現に向けて、7頁及び8頁の「幸せづくりの未来宣言」で掲げるまちの将来像を、市民と行政が共有できるよう努めること。

（2）今後、基本構想に基づくまちづくりの中期計画となる基本計画を策定し、施策を実施するに当たっては、大竹市の強みや特色を生かした、大竹市ならではのまちづくりを、市民との協働で進めること。

（3）今後のまちづくりに対する意見を付する。当該意見に縛られるものではないが、参考にされたい。

今後のまちづくりに対する意見

○ 基本構想は、概ね30年先を見据えて策定するものであり、30年後には、現在10代の子どもたちが中心世代となってくるため、若い世代をいかに巻き込んでいくかが重要である。基本構想の理念を若い世代と共有し、議論に参加してもらい、考えてもらうための仕掛けを作りながら、「未来の大人世代」を意識したまちづくりを進めていってほしい。

○ 基本構想の理念や掲げる将来像は素晴らしいと思うが、人口が減少していく中で、過度に明るい未来は期待できず、実現可能性があるとは思えないことから、これらを踏まえ、「選択と集中」による具体的な構想が必要と考える。例えば、「人工知能活用都市」、「起業家育成都市」、「教育特区を目指す」など、具体的な都市像があるとイメージしやすいと思う。

○ 大竹市は日本の縮図のようなまちであり、長い年月をかけて住みよいまちに変わっていている。豊かな自然に加え、JRや国道2号、高速道路のインターチェンジ、港など、田舎でありながらインフラが整っており、大きな可能性を持っているが、まだまだ十分に生かされていないと感じる。市民の大切な財産である自然を将来に渡って守り受け継いでいながら、社会資源を活用したまちの魅力向上に取り組むとともに、市の特色をしっかりと情報発信し、多くの人に認知され、市外からも訪れたいくなるようなまちとなるよう取り組んでほしい。これらの取組が商工業などの発展などにも繋がり、「住んでみたいまち」にも繋がっていくと考える。

○ その他個別分野に係る意見を、次のとおり示す。

・ 晴海臨海公園などの総合的な機能を備えた施設は、まちの魅力向上に重要である。例えば商業施設と公園を、横断歩道ではなく空中歩道（ペDESTリアンデッキ）で結ぶなどして通行性・回遊性を向上させるなど、より魅力的なエリアとなるよう工夫・改善を行ってほしい。

・ 栗谷などの中山間地域では、高齢化によって農業などの一次産業が厳しい状況が続いている。一次産業の発展はまちの発展につながると思うが、市民や地域だけでは取組に限界があるので、行政も一緒になって支援してほしい。

・ 子どもたちの安全を守り、安心して過ごせるまちでいられるために、IoTなどの先端技術を活用した取組を行ってほしい。

・ 街中にある公園は、夜は暗く、防犯上懸念があるため、外灯などにより人の有無が認識できる程度に明るくしてほしい。

・ 中学生に「今後大竹市がどうなればよいか」と聞いたところ、「中学生や高校生が遊ぶところが少ない」との意見があったので、検討してほしい。

・ 日々生活する中で、働く世代の負担が大きいと感じる。子どもや高齢者などには医療費の控除や助成があるが、全ての市民に平等に医療費が安くなればよいと思う。

以上

2 策定体制

1 大竹市まちづくり基本構想等策定本部

大竹市まちづくり基本構想等策定本部設置要綱(平成31年大竹市訓令第1号)

(設置)

第1条 大竹市まちづくり基本構想及び第1期基本計画並びに第2次大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「まちづくり基本構想等」という。)の策定の円滑な推進のため、庁内に大竹市まちづくり基本構想等策定本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の将来像を示す大竹市まちづくり基本構想を策定すること。
- (2) 市の将来目標及び基本施策の方向を定める第1期基本計画を策定すること。
- (3) 第2次大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり基本構想等の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、本部の所掌事務を総括する。
- 3 副本部長は、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設部長、上下水道局長及び消防長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、議長となる。

- 2 本部の会議は、本部長(本部長が欠席のときは副本部長)のほか、副本部長及び本部員のうち3人以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 本部長は、本部における調査研究又は審議の結果等を市長に報告しなければならない。

(策定部会)

第5条 本部の所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じ、本部に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、必要な部門ごとに設置することができる。
- 3 策定部会は、策定部会長、策定副部会長及び策定員をもって構成し、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 策定部会長は、策定部会を総括し、その運営にあたる。
- 5 策定副部会長は、策定部会長を補佐し、策定部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 策定部会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 策定部会長は、策定部会における調査研究又は審議の結果等を本部長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画財政課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

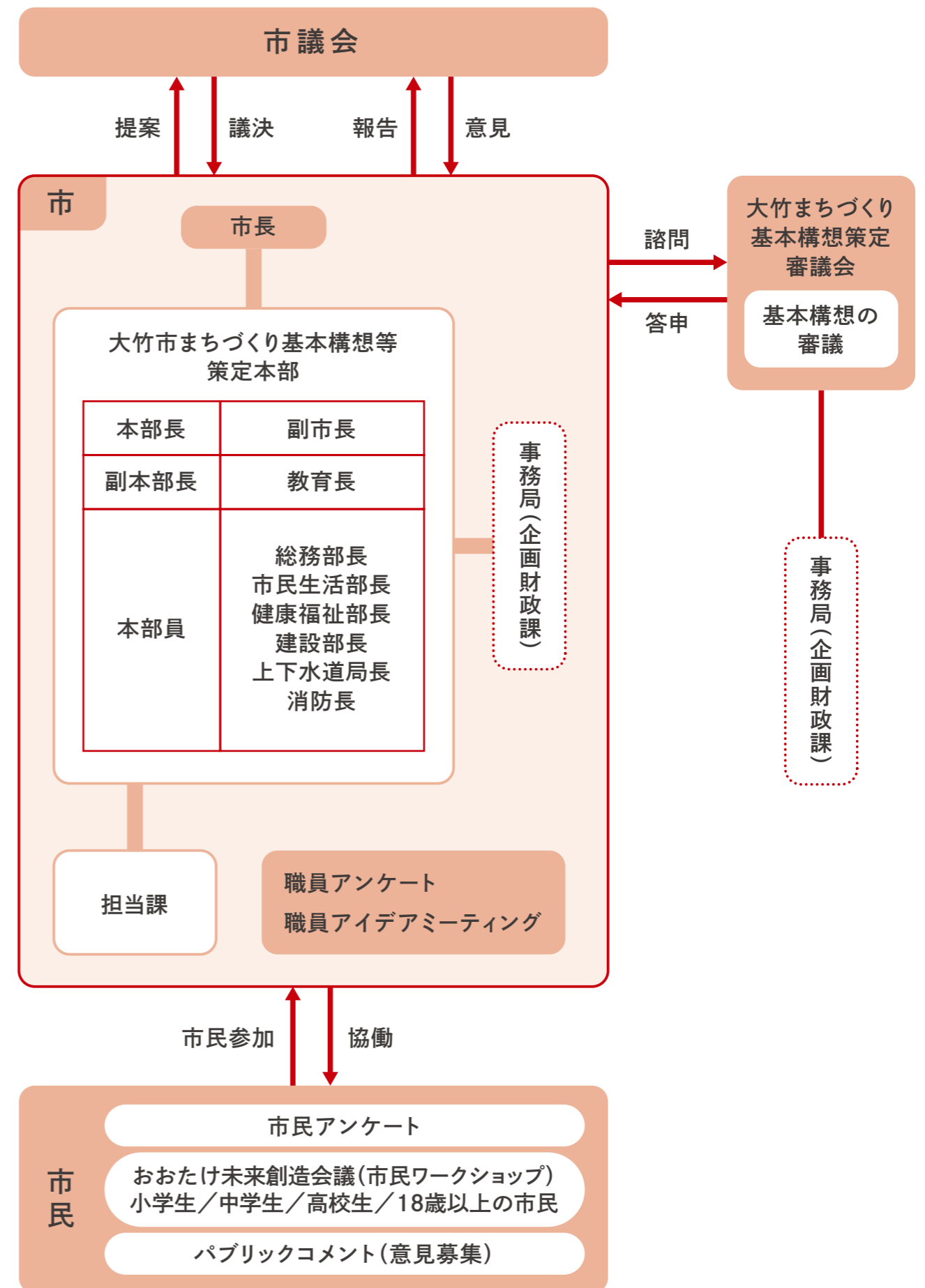
附則

- 1 この訓令は、平成31年1月11日から施行する。
- 2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附則(平成31年1月28日訓令第3号)

この訓令は、平成31年1月28日から施行する。

2 策定体制



3 策定方針

大竹市まちづくり基本構想策定方針

1 策定の趣旨

本市では、これまで五次にわたり総合計画を策定しています。総合計画は、その時代の社会状況の中で、本市の将来像を明確にし、まちづくりの指針として、また行政運営の指針として活用されてきました。

平成23(2011)年に地方自治法が改正され、市町村による基本構想の策定義務が撤廃されました。これは、地方分権の進展を背景に、市町村が自らの判断で、それぞれの実情に応じた創意工夫による効果的な行政運営を行うよう求められていることの表れでもあります。

市民と行政がともに目指す未来に向け、協働してまちづくりを進めていくための指針として、「大竹市まちづくり基本構想」を策定します。

2 策定の理由・背景

(1) 現行の第五次大竹市総合計画は、目標年度を平成32(2020)年度としており、その時期が到来しようとしています。

(2) かつて、右肩上がりを当然としてきた人口は、国全体でも平成20(2008)年にピークを迎え、今後は急速に減少することが予測されています。

その一因である少子化は、さまざまな対策を講じているにも関わらず、現在のところ数値的には効果が見られていません。今後、合計特殊出生率が人口置換水準(2.07人)以上に改善したとしても、人口推移の好循環を生むまでには30年以上の期間を要することになります。

また、地方では既に65歳以上人口も減少に転じており、本市においても令和2(2020)年をピークに、徐々に減少すると推計されています。

国全体として、世界に類を見ないスピードでの人口減少が予測されており、本市においても、その状況は既に始まっています。当分の間は一定規模の人口が減少する社会構造の大きな転換期にあっても、市民が幸せや生きがいを実感できるまちづくりのための指針が必要です。

(3) 情報社会が発達し、急速にスマートフォンやタブレットが普及したことにより、いつでも、どこでも情報にアクセスすることが可能な時代となりました。また、SNSが普及し、世界中からさまざまな情報が提供されています。こうした中で効果的に魅力を発信し、若者や子育て世代などの本市への関心を高めていくとともに、高齢者との交流を促進し、豊かで住みよいまちとするための理念と施策が求められています。

(4) 本格的な地方分権の時代を迎え、地域の実情に応じた効果的なまちづくりが求められています。しかしながら、価値観の多様化により、行政の担うべき業務量は拡大しています。また、高齢化等による扶助費の増大や財源の縮小により厳しい財政運営が続いています。

人・財政の両面から、行政サービスの拡充や新たな施策の創造には自ずと限りがあり、画一的にサービスを提供することが難しい状況となっています。

従来を取組を踏襲するのではなく、対象者を明確に定め、的確で有効な施策が展開できるよう創意工夫するとともに、市民とともに築き上げていく新たなまちづくりへの転換が不可欠となっています。

3 大竹市まちづくり基本構想等の概要

○構成

大竹市まちづくり基本構想に基づいて、その実現のための具体的な有期計画として「基本計画」及び「実施計画」を定めます。

また、令和2(2020)年度からの計画として策定が想定される「第2次大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第2次総合戦略」という。)と機能的に連動させます。

○目標年次

大竹市まちづくり基本構想【令和3(2021)年度～】

※終期は設定しません。ただし、おおむね30年後のまちを想定して策定します。

◇現状及び将来の見通しなどから分析される基本課題を踏まえ、まちづくりの基本理念や都市の将来像を示します。

定期的に検証し、必要に応じて改訂し、又は新たに策定します。

基本計画 第1期基本計画【令和3(2021)年度～令和6(2024)年度】
第2期基本計画【令和7(2025)年度～令和11(2029)年度】

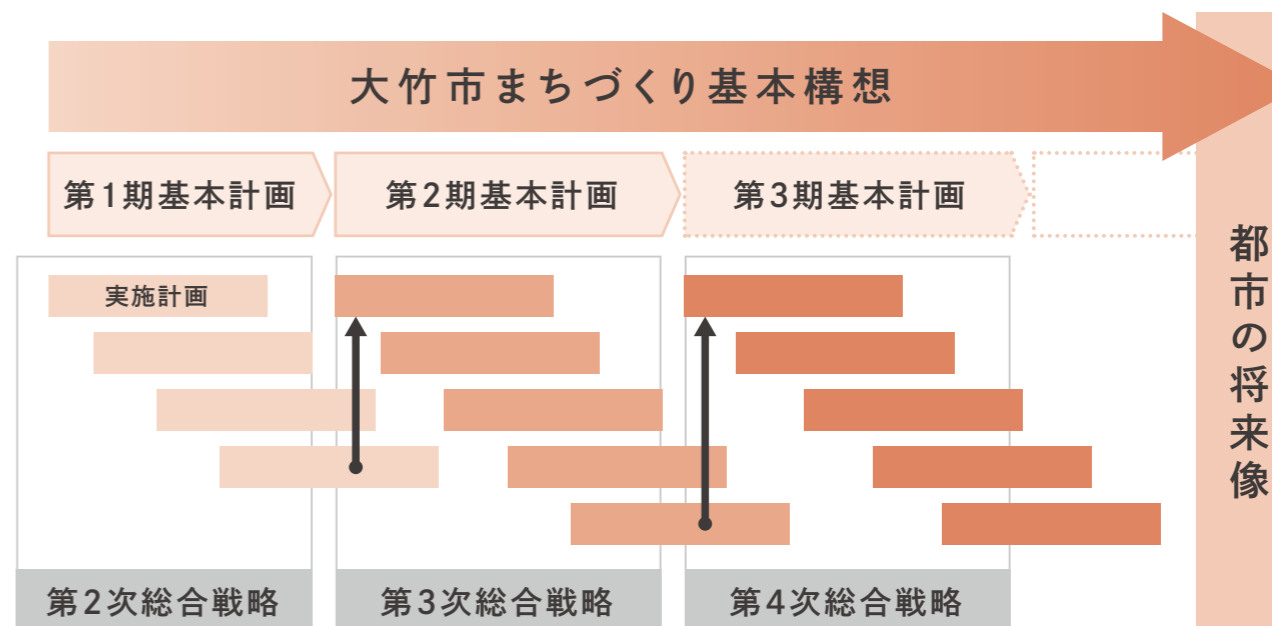
※以後、大竹市まちづくり基本構想の期間中は、原則5年ごとに策定します。
第2次総合戦略の設定によっては、計画期間を調整する場合があります。

◇大竹市まちづくり基本構想の実現に向け、施策の体系や方向性を示し、終期までの目標や取組、評価指標を定めます。

実施計画【毎年度策定】※おおむね、向こう3年間のローリング

◇向こう3年間の具体的な施策・事業の内容と目標値を、年度ごとに示します。また、次年度の予算編成の基礎資料となります。毎年度の検証・改訂が想定される第2次総合戦略と機能的に連動させます。

【構成イメージ】



4 策定の視点

大竹市まちづくり基本構想は、本市における今後のまちづくりの指針となります。この趣旨に沿うよう、次の事項に視点を置いて策定します。

(1) 市民が愛着を持ち、親しみが感じられる構想

検討の初期段階から、市民の意見やアイデアを把握し、市民と行政との合意形成の過程を通じて、共感し、ともに目指すことができる将来像を描きます。

読みやすさ・分かりやすさに配慮して工夫するとともに、愛称を設定するなど親しみやすさを意識します。

(2) 市民誰もが幸せを実感できる構想

現状では人口は減少傾向にありますが、社会構造の大きな転換期にあっても、幸せを実感でき、住んで良かったと感じられるまちを目指します。

(3) 将来像を積極的に発信し、広く魅力が伝わる構想

将来像を市内外に広く発信し、本市のこれからのまちづくりに魅力を感じ、関心が高まるよう取り組みます。

特に、若者への浸透を図り、子育て世代の流入が促進されることで、活気に満ち、世代間での交流ができるまちを目指します。

(4) 地域の活力を活かし、市民と行政とが協働するまちづくりを推進する構想

市民がまちづくりの担い手となり、地域の活力が市の活力となるよう、地域の魅力や特性を最大限に活かし、行政と役割を分担しながら、ともにまちづくりを進めます。

(5) 広域的な視点に立った構想

市民の日常生活圏の拡大を踏まえつつ、広域的な連携等を視野に入れ、より効率的な行政運営の視点で策定します。

(6) 長期的な展望を持ち、未来に誇れるまちを創造する構想

未来に誇れるまちとするために、おおむね30年後を想定し、長期的な展望で求められる姿を描きます。また、その実現に向け、一歩ずつ歩みを進めます。

5 策定体制

- (1) 策定事務を円滑に推進するため、本市職員による庁内組織として「策定本部」を設置します。策定本部には、必要に応じ「策定部会」を設けます。
- (2) 策定本部の指揮のもと、庁内全組織・全職員の総力を結集して、大竹市まちづくり基本構想の策定作業を実施します。
- (3) 幅広い分野からの意見やアイデアを期待し、市長の附属機関となる審議会を設置します。
- (4) 策定本部及び審議会の事務局は、企画財政課に置きます。

6 策定の手法

- (1) 広く市民の意見やアイデアの把握に努め、それらを反映させることで市民とベクトルを共有し、愛着が持てる構想とします。
次のような手法を通じて、市民のまちづくりへの関心を高めるとともに、市民と行政がともに創りあげる行政運営を構築する契機とします。

〔市民の意見等の把握(例)〕

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①市民意識調査(アンケート) | ④中学生以上を対象とした会議・ワークショップ等 |
| ②市民提言の募集 | ⑤策定案等に対する意見公募 |
| ③絵画募集(小学生) | など |

- (2) 市民の代表としての議会のほか、審議会との協議を重ねます。
- (3) 市長は、策定本部からの報告をもとに、審議会への諮問・答申を経て、大竹市まちづくり基本構想を議会に提案します。
- (4) 策定作業には、ノウハウや専門的知識を有する民間事業者を活用します。市と事業者との役割分担を明確にした上で、積極的に職員が関わりながら策定します。
- (5) 大竹市まちづくり基本構想は、おおむね次の4段階の手順で策定します。

①社会情勢等の現状分析

検討の基礎資料として、地勢、人口動態、地域資源等の実態を把握し、本市を取り巻く社会情勢や現状を客観的に分析します。

②第五次大竹市総合計画等の検証

第五次大竹市総合計画の基本構想及び後期基本計画で設定した基本目標並びに大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI等の指標に基づき、多角的に検証し、現状の課題を抽出します。

③市民ニーズ等の分析・把握

(1)の手法を通じて得られた市民ニーズ等を分析し、市民が描く将来のまちの姿や求められる施策等を把握します。

④まちづくりの基本理念と都市の将来像の設定

抽出した課題と市民ニーズ等を照らし合わせ、まちづくりの基本理念や市民と行政とがともに目指すことができる都市の将来像を設定します。

7 基本計画

大竹市まちづくり基本構想を実現するため、一定の期間を見据えた具体的で実効性のある計画を、基本計画として策定します。

○記載事項

計画期間中の施策の方向性や目標、具体的な取組を検討し、体系化して整理します。

○検証の考え方

施策ごとに、計画期間中の達成レベル(施策の方向性や目標)を明らかにします。施策評価には定量的な指標と目標値を定め、進捗や効果等を検証します。

検証結果に基づいて、効果等が見られない施策は、事業や取組の手法を見直すなど、達成に向けた展開を柔軟に模索します。

○国・県等の計画との整合

国・県が策定した、本市の施策と関連性の深い計画や、市が策定し、又は策定を予定する計画との整合性を図るため、必要に応じて相互に調整します。

○第2次総合戦略との連動

基本計画と計画期間を合わせ、両計画の位置付けや棲み分けを明確にした上で、機能的に連動させて一体的に運用します。

8 策定のスケジュール

大竹市まちづくり基本構想及び第1期基本構想は、令和3(2021)年3月までの約2年間で策定することを目指します。

3 計画の策定経過

		審議会	市議会・市民	庁内会議など
平成30年度	1月			<ul style="list-style-type: none"> ●大竹市まちづくり基本構想等策定本部設置要綱制定 ●大竹市まちづくり基本構想策定方針決定 ●第1, 2回本部会議
	2月		●議員全員協議会で「大竹市まちづくり基本構想策定方針」について説明	
	3月			
令和元年度	4月			
	5月			●第3回本部会議
	6月		●市民アンケート	●第4, 5回本部会議 ●職員アンケート
	7月		●第1回おおたけ未来創造会議	●第6, 7回本部会議
	8月			●第8回本部会議
	9月		●第2,3回おおたけ未来創造会議 ●中学生ワークショップ	●第9回本部会議
	10月		●高校生ワークショップ	●第1, 2回職員アイデアミーティング ●第10, 11回本部会議
	11月			●第3回職員アイデアミーティング
	12月			●第4回職員アイデアミーティング ●第12回本部会議
	1月			●第13回本部会議
	2月		●議員全員協議会で中間報告(市民・職員アンケート結果, おおたけ未来創造会議実施状況) ●「未来へ泳ぐマイ鯉のぼり」展(2/8~2/28)	●第5,6回職員アイデアミーティング ●第14, 15回本部会議
	3月		●総務文教委員協議会で大竹市まちづくり基本構想等策定条例案について説明 ●大竹市まちづくり基本構想等策定条例制定	●第16, 17回本部会議

		審議会	市議会・市民	庁内会議など
令和2年度	4月			●第18回本部会議
	5月			●第19, 20, 21回本部会議
	6月		●議員全員協議会で中間報告(基本構想の構成イメージ)	●第22回本部会議
	7月			●第23, 24回本部会議
	8月			●第25回本部会議
	9月		●議員全員協議会で中間報告(基本構想(素案)・第1期基本計画(骨子案))	●第26, 27回本部会議
	10月			●第28回本部会議
	11月	●審議会委員委嘱 ●第1回大竹市まちづくり基本構想策定審議会 ●基本構想(素案)諮問	●基本構想(素案)・第1期基本計画(素案)を公表, パブリックコメント(意見募集)実施(11/27~12/13)	●第29, 30回本部会議
	12月	●第2回大竹市まちづくり基本構想策定審議会(書面審議) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面で意見聴取		●第31, 32回本部会議
	1月	●第3回大竹市まちづくり基本構想策定審議会 ●基本構想(素案)答申		●第33回本部会議
	2月		●議員全員協議会で基本構想(案)・第1期基本計画(素案)を説明	●第34, 35回本部会議
	3月		●議員全員協議会で基本構想(案)・第1期基本計画(素案)に対する議会意見等への市の対応を説明 ●大竹市まちづくり基本構想を議決	●第36, 37回本部会議

※「本部会議」…大竹市まちづくり基本構想等策定本部会議



第2章

関連資料

1 KPI(重要業績評価指標)一覧表

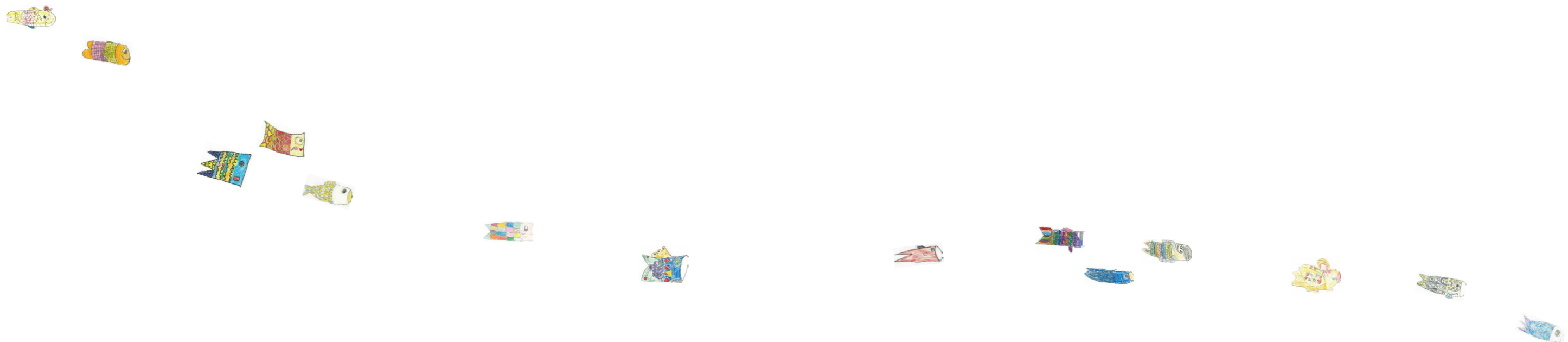


分野	項目	施策	KPI(重要業績評価指標)	指標のねらい	現状値	目標値
教育・文化	1-1	子どもの学びと成長を支える教育の充実	小学1・2年生の不登校児童数	幼稚園・保育所・認定こども園などと小学校が連携することで、小1プロブレムを防ぎ、学校に行くことが楽しくなるようにすることが重要です。	0人	0人
			小・中学校の教育活動に満足している保護者の割合	小・中学校の保護者に対するアンケート調査の項目です。学校生活を通して成長した子どもの姿を見て、保護者が学校の教育活動に満足することが重要です。	91%	95%
			中学校卒業生の進学率	義務教育を終えた中学校卒業生が、進学したいに関わらず、居住地や経済的な事情のため、進学以外の選択をすることを防ぎます。	100%	100%
			「放課後子ども教室、らんらんカレッジ事業、放課後児童クラブ事業に「とても満足している」または「満足している」と答えた児童・保護者の割合	放課後子ども教室・らんらんカレッジ事業への参加者や放課後児童クラブの利用者・保護者へのアンケート調査の項目です。放課後子ども教室・らんらんカレッジ事業への参加者や放課後児童クラブの利用者が、サービスに満足していることが重要です。	-	90%
	1-2	未来を担う青少年の健全な育成	ジュニアリーダー育成事業、中学生交歓交流事業への参加が地域や社会で活躍するきっかけとなったと答えた人の割合	ジュニアリーダー育成事業、中学生交歓交流事業の参加者に対する追跡調査の項目です。事業に参加することが、将来、地域や社会で活躍するきっかけとなることです。	-	80%
	1-3	生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進	文化祭・公民館等まつりの参加者数(発表者・来場者)	文化祭や公民館等まつり、生涯学習講座などへの参加を通じて、文化・芸術などに親しんだり、さまざまな体験や学びを得ることで、心の豊かさや地域づくりの大切さを養うことができます。	8,401人	13,300人
			市民1人あたりの図書館の貸出点数	図書館の図書を通じてさまざまな教養に触れ、心豊かに楽しく自分らしく学ぶ市民が増えることが重要です。	4.3点	4.4点
	1-4	豊かな心身を育むスポーツの推進	スポーツ大会の参加者数	誰もが参加しやすいスポーツ大会やイベントなどを企画・実施することは、市民のスポーツへの関心及び参加を増やすとともに、健康で活力ある生活につながります。	189,402人	210,000人
			指導者(体育委員やボランティア)の数	指導者(体育委員やボランティア)の数が増えることは、市民のスポーツへの関心及び参加を増やすとともに、仲間づくりや生きがいがづくりにもつながります。	128人	170人
	1-5	まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進	手すき和紙ボランティア参加者数	本市の伝統工芸である「手すき和紙」の製造などに関わる人が増えることで、伝統文化の価値や魅力を高めながら次の世代に継承することが期待できます。	443人	450人
	1-6	人権と多様性を尊重する社会づくり	「自分自身の人権が保障されている」と答えた人の割合	アンケート調査の項目です。誰もが自分らしく、ありのままにいられる社会の実現には、人権を尊重した行動ができる人づくり、人権が尊重される地域づくりを進め、「人権が守られている」と感じる市民が増えることが重要です。	-	50%
			女性の審議会等委員への参画比率	「男女共同参画プラン」の目標である政策・方針決定過程などへの女性の参画を進めるため、審議会などの委員への女性参画比率を向上させることが重要です。	19.1%	30%
「地域が他国の文化への理解がある」と答えた外国籍の市民の割合			外国籍の市民に対するアンケート調査の項目です。多文化共生の推進は、外国籍の市民が「地域が他国の文化への理解がある」と実感できていることが重要です。	-	50%	
産業・雇用	2-1	自然の恵みを生かした農林水産業の振興	海面漁業漁獲量	市場の需要に合わせた供給を確立させるためには、漁獲量を増加させることが重要です。	3,647トン(平成29年度)	3,652トン
			あたたハマチtoレモンの価格	あたたハマチtoレモンの販路を拡大させ、漁業者の経営安定と収入増につなげるためには、魚価を向上させることが重要です。	900円/kg	1,200円/kg
			新規就農者数(累計)	農業を振興していくには、新規就農者が増えることで、農業の担い手が確保され、農地の保全が進むことが重要です。	0人	1人
	2-2	地域経済の元気と成長を支える商工業の振興	市内事業所数の減少率(5年に1度実施される経済センサス-基礎調査の数値を引用します。次回は令和7(2025)年度公表予定です。)	大手企業や中小企業、商店などへの支援を行うことで、人口が減少する中でも、市内の事業数が大幅に減少しないことが重要です。	△3.2% (平成26年度:1,287事業所 →令和元年度:1,246事業所)	△3%以内 (令和元年度→令和6年度)
	2-3	にぎわいと交流を生む観光の振興	市内観光客数(1月~12月)【広島県観光統計】	観光産業の振興のためには、観光客数の増加が重要です。本市を訪れる人が増えることで、本市の魅力が市外の人に周知し、本市に関心を持ってもらえます。	470,318人	520,000人
2-4	暮らしの基盤となる雇用促進と労働者・消費者支援	新規求人数に対する新規求職者数の年間割合	働き方改革によって経営の効率化が図られることで、求人と求職のバランスが取れ、雇用増につながることが重要です。	1.48 (年間新規求人数1,820人/ 年間新規求職者数1,231人)	1倍以上2倍	
		消費生活センターの認知度	アンケート調査の項目です。安心して消費生活を送るためには、消費生活問題が発生した時に気軽に相談できる場所があることが重要です。	69.6%	85%	

分野	項目	施策	KPI(重要業績評価指標)	指標のねらい	現状値	目標値
生活・環境	3-1	快適で魅力的な都市空間の創造	大竹駅の整備率(事業費ベース)	計画期間内での整備完了を目指します。大竹駅の整備が進むと、交通結節機能が向上します。	23.4%	100%
			小方まちづくり事業の整備完了面積	「小方地区のまちづくり基本構想」の旧小方小中学校跡地活用方針に基づく各ゾーンやアクセス道路の整備完了面積により、小方地区のまちづくり全体の進捗状況を示します。具体的な事業化に向けて取り組むことが重要です。	0%	10%
	3-2	きれいで利便性の高い道路環境の創造	健全性が保たれている橋りょうの割合	4区分の健全度判定により、直ちに補修を行う必要のない「I 健全」「II 予防保全段階」と判定された橋りょうの割合です。計画的に補修を行うことで、維持管理コストを抑えながら安全な通行を確保することが重要です。	79%	80%
	3-3	生活を支える公共交通の充実	「目的地までの移動がしやすいまちだ」と答えた人の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。半数以上を目指します。将来に向けて地域の移動を支え続ける意識を持つことが重要です。	58.4%	50%以上
	3-4	まちの産業と物流を支える港湾・漁港の整備	大竹港で取り扱う貨物の量	大竹港の整備によって利便性が高まり、取扱貨物量が増加すると、市内産業の活性化に繋がります。	145万トン	160万トン
	3-5	住みよさと安心を生む住宅政策	住宅耐震化率	市内の住宅の耐震化が進むことで、災害時の被害を抑制することができます。(※5年ごとに総務省が実施する「住宅・土地統計調査」による推計値を引用します。現状値は令和2(2020)年度推計値とし、目標値は、次回調査が令和7(2025)年度のため、令和7(2025)年度推計値としています。)	83.1% (令和2年度)	92.0% (令和7年度)
			空き家バンク登録件数(累計)	空き家バンクへの登録数が増えることで、空き家の有効活用が期待できます。	0件	2件
	3-6	楽しさと憩いを提供する公園・緑地の整備	晴海臨海公園の利用者数	晴海臨海公園は現在多くの利用者でにぎわっています。施設を適切に維持管理するとともに、利用者にとって魅力ある公園となるような取組を行うことで、にぎわいを維持します。	209,424人	210,000人
	3-7	暮らしを支える上下水道の整備	汚水処理人口普及率	総人口に対する汚水処理施設の普及状況を指標としています。衛生的な生活環境を維持するためには、適切な汚水処理が行われることが必要です。	99.1%	99.3%
			有収率(有収水量に対する配水量の割合)【上水】	安定した水道水を提供するためには、水源地からの配水が十分であることだけでなく、無収水量を減らし、各家庭などが使用する水量を確保することが必要です。	78.6%	86.8%
	3-8	環境にやさしい持続可能なまちづくり	家庭ごみの排出量(1人1日あたり)	1人あたりの家庭ごみの排出量を減らすことで、ごみの減量化を進めます。	587g	522g
			環境全般に関する苦情件数	苦情件数を指標とすることで、環境の保全や改善の取組の進捗や、取組に対する市民の理解が進んでいることを測ることができます。	12件	10件
			「環境美化の取組が進んでおり、まちがきれいと感じやすい」と答えた市民の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。環境美化の取組によって、市民が「まちがきれいで気持ちがいい」と実感できることが重要です。地域の環境を守ろうという意識醸成にもつながります。	69.9%	75.0%
3-9	生活環境に配慮した墓地の管理	森林の間伐、枝打ち、皆伐等の施業面積	森林の公益的機能を回復させるためには、計画的な森林整備を進め、適切に管理することが重要です。	196.67ha	221.67ha	
		管理が適切でない墓地区画数	墓地の管理が適切に行われると、誰もが気持ちよく利用することができます。	0区画	0区画	
安全・安心	4-1	自然災害やさまざまな危機に強いまちづくり	防災意識を持った世帯の割合	アンケート調査の項目です。避難のタイミングや避難所までの経路、持ち出し品の準備、緊急時の集合場所や連絡方法が認識されているなど、自らの命を守るという意識を持った世帯が増えることが、地域の防災力を高めます。	29.5%	80%
			「防災情報の伝達や避難所体制が充実している」と感じる市民の割合	アンケート調査の項目です。避難所の備蓄品や防災資機材の管理、防災行政無線などの防災設備の修繕や更新などの維持管理が適切に行われることにより、災害時の防災体制を充実させ、市民に安心を与えることが重要です。	-	80%
			河川、水路の浚渫(しゅんせつ)を行った箇所数	氾濫などのおそれのある箇所の改善を計画的に進め、適切な管理を行うことで、災害時の危険性を抑えることが重要です。	7か所	13か所
	4-2	事故や犯罪のない安全・安心な地域づくり	事故の発生率(高速道路を除く人口1,000人あたりの事故の発生件数)	事故の発生率(基準値)は県下で中位ですが、上位の1.5‰(パーミル)以下を目指します。安全・安心なまちを実感できていることが重要です。	1.9‰(パーミル)	1.5‰(パーミル)以下
			犯罪の発生率(人口1,000人あたりの犯罪の発生件数)	犯罪の発生率(基準値)は県平均(5.0‰)を超えるため5.0‰以下を目指します。安全・安心なまちを実感できていることが重要です。	5.4‰(パーミル)	5.0‰(パーミル)以下
	4-3	火災を防ぐ取組の強化	火災による死傷者数	火災予防への意識の向上により、火災による死傷者を1人でも多く減らすことが重要です。	2人	0人
	4-4	市民の命を守る消防体制の充実	バイスタンダーによる一次救命処置実施率 ※バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた人のことを指します。	応急手当ができる人が増え、1件でも多くバイスタンダーによる一次救命処置(心肺蘇生法)が行われることで、1人でも多くの命が救われることに繋がります。	60%	65%
			消防力の整備指針に基づく主要車両の更新整備率(消防ポンプ自動車・救急自動車)	整備率100%を目指します。更新計画に基づき消防車両を維持することで、活動する職員の安全確保と機動性の向上が図られ、万全な消防活動体制の維持に繋がります。	60%	100%
消防職員1人あたりの資格保有数			資格を持つ消防職員が増えることで消防力が向上し、地域の特性に応じた消防活動が強化されます。	10個	11個	
必要な研修を受講した消防団員の充足率			消防団員のスキルの向上に取り組むことで、消防団員の条例上の定数を満たすだけでなく、資質を備えた団員が増えることが、消防体制の盤石化につながります。	27.8% (定数330人中92人相当)	33.0% (定数330人中110人相当)	
		救急車への救急救命士の乗車率(第2救急まで)	乗車率100%を目指します。救急救命士が救急車に常時配置されることで、救命率が高まります。	98.3%	100%	

分野	項目	施策	KPI(重要業績評価指標)	指標のねらい	現状値	目標値
健康・福祉	5-1	生きがいに満ちた高齢者の暮らしの支援	「通いの場」で活動している高齢者の数	高齢者が地域活動や社会活動に取り組む場である「通いの場」で活動する高齢者が増えることで、介護予防の一つとなることが重要です。	292人	470人
			「地域の役に立ちたい」と考えている人の割合(65歳以上)	アンケート調査の項目です。「地域の役に立ちたい」と考える高齢者が増えることは、地域活動を活性化させるための基盤になります。	32.6%	40.0%
			介護給付費における計画値に対する実績	介護保険事業計画における計画値に対する実績を指標とします。給付費の見込に基づき、3年ごとに保険料を設定しており、計画値と実績の差が小さいほど、負担と給付のバランスが取れていることになり、安定的・持続的な制度運営につながります。	91.5%	100%
	5-2	子どもと子育てを支える体制の充実	「安心して子どもを産み育てられる」と感じる人の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。子育てへの支援体制が充実し、子育てを行う者が実際に「安心して産み育てられる」と感じられることが重要です。	-	60%
			産後1か月でEPDSが9点以上の褥婦(じょくふ)の割合 ※EPDS…産後うつ病質問票。妊産婦のうつ病のスクリーニングに用いられる。 ※褥婦…おおむね産後6～8週の女性。	「健やか親子21(第2次)」(厚生労働省・健やか親子21推進協議会)では、産後1か月でEPDSが9点以上の褥婦(じょくふ)の割合を減少させることを目標に掲げています。妊娠期～出産の時期において、母子双方に深刻な影響を与える産後うつ病の発症を予防することが、子育て期の安定につながります。	8.3%	減少させる
			保育所等の待機児童数	国の「保育所等待機児童数調査」における待機児童数を指標とします。子どもと保護者のニーズに沿った保育の受け皿の確保と保育サービスの充実を行うことで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てできる環境をつくることが重要です。	0人	0人
			保育所等への入所未決定児童数(特定の保育所等を希望している児童)		5人 (令和2年4月1日現在)	0人
			要保護児童対策地域協議会登録児童の終結率	児童虐待の問題に対し、発生予防、早期発見、早期対応の取組や保護が必要な児童・家庭を関係機関や地域住民と連携し支援することできるサービス・制度が確立され、機能していることが重要です。	54.8%	60.0%
	5-3	障害のある人が自分らしく生きるための支援	自立した母子・父子世帯の割合 (児童扶養手当の給付を要しなくなった人の割合)	子どもの健やかな成長を支えるため、ひとり親家庭の自立に向けた取組を進めることが重要です。	8.2%	10.0%
			施設入所から地域生活へ移行した人数	在宅支援のサービスなどの利用が進み、施設入所から地域での生活に移行する人が増えることで、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる共生社会の実現に近づいていると考えます。	0人	3人
	5-4	見守り支え合う地域福祉の推進	「ボランティア活動に参加したいと思う」と答えた市民の割合	アンケート調査の項目です。自主的な地域福祉活動への関心が高まり、必要な人材が増えることが重要です。	69%	70%
			近所との関わりの程度	アンケート調査の項目です。住民同士で困りごとを解決できる地域づくりのためには、普段から近所同士で付き合いがあることが重要です。	14.6%	40.0%
	5-5	元気・健康・安心をつくる保健・医療体制の充実	「生活習慣の改善に取り組んだり、健康診断や健康づくりに参加したりするなど、自分の健康管理に日頃から気を付けている」と答えた人の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。自分の健康への意識が高い市民が増えることで、健康寿命の延伸が期待できます。	73.5%	75.0%
			がんによる死亡率	増加傾向にあるがんによる死亡者数を抑えるために、がん検診の受診率の向上に取り組むことで、早期発見及び治療を促すことが重要です。	48.2%	50%以下
			入院を必要としない二次・三次救急医療機関受診者(帰宅者)の割合 (「第7次広島県保健医療計画地域計画(広島西二次保健医療圏)」の掲載値を引用)	「第7次広島県保健医療計画地域計画(広島西二次保健医療圏)」におけるJA広島総合病院及び広島西医療センターの現状値と目標を引用します。軽症者の二次・三次救急医療機関での受診が減少することが重要です。	JA: 18.0% 広島西: 69.9%	減少させる
			JA広島総合病院の分娩制限の有無	広島西二次保健医療圏内で、分娩が可能である医療機関が確保されることで、安心して子どもを産み育てる環境がつけられます。	制限なし	制限なし
	5-6	正しい食生活と食文化を学ぶ食育の推進	家で家族の人と一緒に、または一人で料理を作ることができる児童生徒(小学5年生・中学2年生)の割合	食に関する正しい知識・理解を深め、日常の食事と関連づけて、家庭で実践できることが重要です。	-	80%
			毎日朝食を食べる人の割合	「食に関するアンケート」の項目です。食育という言葉の認知や関心だけでなく、自らの食生活を改善している人が増えていることが大切です。	76.8% (平成29年度)	85%以上
			食生活改善を実践している人の割合		73.2% (平成29年度)	80%以上

分野	項目	施策	KPI(重要業績評価指標)	指標のねらい	現状値	目標値
自治・行政運営	6-1	市民と行政の協働による地域づくり	「自分もできれば何か地域の役に立てるようなことをやってみたい」と答えた人の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。過去3年間(平成29(2017)～令和元(2019)年度)の平均以上を目指します。地域のまちづくりへの参加意識を持つことが重要です。	40.4%	41%以上
			大竹市に愛着や誇りを持つ人の割合	「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」の項目です。関連項目の平均値を指標とします。本市に愛着や誇りを持つ人が増えることが、定住人口や関係人口の増加につながります。また、地域を大切にしている人が増えることが、まちづくりの原動力にもなります。	60.3%	65.7%
	6-2	将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営	正規職員1人あたり時間外勤務時間数	事業の効率化や職員的能力向上が進み、ミスのない事務が行われることで、適正な職員数によるロスのない行政運営が可能となり、結果として時間外勤務の削減につながると考えられます。	144.5時間	130時間
			市税収納率(滞納繰越分を含む)	少しでも多くの自主財源を確保することが、健全な財政運営による持続可能なまちづくりの基盤となります。	97.3%	97.4%
	6-3	公営企業などの健全な経営	簿価総額の割合	土地開発公社の簿価総額を当該年度の標準財政規模で除して得た数値(割合)です。市による買取を着実に進めることが重要です。	34%	24%
			料金回収率(水道事業)	回収率100%を目指します。安定した経営を行うためには、給水に係る費用を給水収益で賄えていることが必要です。	98.07%	100%
			経費回収率(公共下水道事業)	回収率100%を目指します。安定した経営を行うためには、使用料で回収すべき経費を、使用料で賄えていることが必要です。	95.75%	100%
			有限会社阿多田島汽船の費用に対する欠損金補助を除く収益の割合(過去5年平均)の増減	有限会社阿多田島汽船の欠損は公的支援により補てんする仕組みとなっており、収益の割合が増加することで欠損金が削減されますが、島の人口動態が収益の増減に影響するため、それぞれの増減比率を比較して指数化し、その数値の維持を目標とします。	1.04	1.00以上
	6-4	時代に対応した情報政策とまちの魅力発信	市ホームページアクセス数	さまざまな情報発信媒体を活用し、ホームページに積極的にアクセスしてもらえるようにすることで、市政への関心を持ってもらうことが重要です。アクセス数は、分野ごとに解析します。	942,826	1,000,000
			電子申請による申請件数	市民が電子申請の利便性を実感し、利用が進んでいることが重要です。	219件	600件
			情報セキュリティインシデント発生件数	行政に対する信頼を向上させるには、情報セキュリティインシデントを起こさないことが重要です。	0件	0件
			オープンデータのダウンロード数	民間と共同してより効率的・効果的な施策を実施するためには、活用しやすいオープンデータをできるだけ多く掲載することが重要です。	0	20



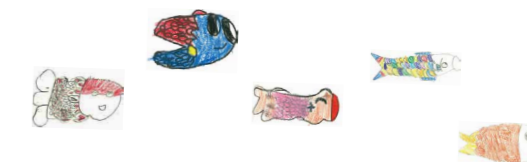
2 第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略対応表

施策		基本目標			
		1 誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる魅力的な地域を実現する(まち)	2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる(ひと)	3 地域経済を活性化し、安心して働ける魅力的な雇用の場を創出する(しごと)	
教育・文化	1-1	子どもの学びと成長を支える教育の充実		●	
	1-2	未来を担う青少年の健全な育成		●	
	1-3	生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進	●	●	
	1-4	豊かな心身を育むスポーツの推進	●		
	1-5	まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進	●		
	1-6	人権と多様性を尊重する社会づくり			
産業・雇用	2-1	自然の恵みを生かした農林水産業の振興			●
	2-2	地域経済の元気と成長を支える商工業の振興			●
	2-3	にぎわいと交流を生む観光の振興			●
	2-4	暮らしの基盤となる雇用促進と労働者・消費者支援			●
生活・環境	3-1	快適で魅力的な都市空間の創造	●		
	3-2	きれいで利便性の高い道路環境の創造			
	3-3	生活を支える公共交通の充実	●		
	3-4	まちの産業と物流を支える港湾・漁港の整備			●
	3-5	住みよさと安心を生む住宅政策	●		
	3-6	楽しさと憩いを提供する公園・緑地の整備	●		
	3-7	暮らしを支える上下水道の整備	●		
	3-8	環境にやさしい持続可能なまちづくり	●		
	3-9	生活環境に配慮した基地の管理			

施策		基本目標			
		1 誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる魅力的な地域を実現する(まち)	2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる(ひと)	3 地域経済を活性化し、安心して働ける魅力的な雇用の場を創出する(しごと)	
安全・安心	4-1	自然災害やさまざまな危機に強いまちづくり	●		
	4-2	事故や犯罪のない安全・安心な地域づくり	●		
	4-3	火災を防ぐ取組の強化			
	4-4	市民の命を守る消防体制の充実	●		
健康・福祉	5-1	生きがいに満ちた高齢者の暮らしの支援	●		
	5-2	子どもと子育てを支える体制の充実		●	
	5-3	障害のある人が自分らしく生きるための支援	●		
	5-4	見守り支え合う地域福祉の推進	●		
	5-5	元気・健康・安心をつくる保健・医療体制の充実	●		
	5-6	正しい食生活と食文化を学ぶ食育の推進	●		
自治・行政運営	6-1	市民と行政の協働による地域づくり	●		
	6-2	将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営			
	6-3	公営企業などの健全な経営			
	6-4	時代に対応した情報政策とまちの魅力発信	●		




SDGs 対応表





施策			SDGsの目標																
			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
教育・文化	1-1	子どもの学びと成長を支える教育の充実	●			●													●
	1-2	未来を担う青少年の健全な育成																	
	1-3	生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進				●						●							
	1-4	豊かな心身を育むスポーツの推進																	
	1-5	まちへの愛着と誇りを育む歴史・文化の保存・継承の推進																	
	1-6	人権と多様性を尊重する社会づくり					●												●
産業・雇用	2-1	自然の恵みを生かした農林水産業の振興		●											●				
	2-2	地域経済の元気と成長を支える商工業の振興									●	●							
	2-3	にぎわいと交流を生む観光の振興									●								
	2-4	暮らしの基盤となる雇用促進と労働者・消費者支援								●		●							
生活・環境	3-1	快適で魅力的な都市空間の創造																●	
	3-2	きれいで利便性の高い道路環境の創造																	
	3-3	生活を支える公共交通の充実																●	
	3-4	まちの産業と物流を支える港湾・漁港の整備																	
	3-5	住みよさと安心を生む住宅政策																●	
	3-6	楽しさと憩いを提供する公園・緑地の整備																●	
	3-7	暮らしを支える上下水道の整備						●											
	3-8	環境にやさしい持続可能なまちづくり				●			●	●	●		●	●		●			
	3-9	生活環境に配慮した墓地の管理																	
安全・安心	4-1	自然災害やさまざまな危機に強いまちづくり																●	
	4-2	事故や犯罪のない安全・安心な地域づくり																●	
	4-3	火災を防ぐ取組の強化																●	
	4-4	市民の命を守る消防体制の充実																●	
健康・福祉	5-1	生きがいに満ちた高齢者の暮らしの支援			●													●	
	5-2	子どもと子育てを支える体制の充実			●	●	●											●	
	5-3	障害のある人が自分らしく生きるための支援																	
	5-4	見守り支え合う地域福祉の推進																	
	5-5	元気・健康・安心をつくる保健・医療体制の充実			●														
	5-6	正しい食生活と食文化を学ぶ食育の推進		●															
行政運営	6-1	市民と行政の協働による地域づくり																	
	6-2	将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営																●	
	6-3	公営企業などの健全な経営																	
	6-4	時代に対応した情報政策とまちの魅力発信																●	


第4章

SDGs・17の持続可能な開発目標(ゴール)と169のターゲット

1. 貧困をなくそう		
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
▼ターゲット		
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。	
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	
1.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	

2. 飢餓をゼロに		
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
▼ターゲット		
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	
2.2	5歳未満の子どもの発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	

3. すべての人に健康と福祉を		
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
▼ターゲット		
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。	
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	

4. 質の高い教育をみんなに		
すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		
▼ターゲット		
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。	

8. 働きがいも経済成長も		8 働きがいも 経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
▼ターゲット		
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう		9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
▼ターゲット		
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。	

5. ジェンダー平等を実現しよう		5 ジェンダー平等を 実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		
▼ターゲット		
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	

6. 安全な水とトイレを世界中に		6 安全な水とトイレ を世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
▼ターゲット		
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。	
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。	
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。	
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。	

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
▼ターゲット		
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	

10. 人や国の不平等をなくそう		10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する		
▼ターゲット		
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	
10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。	


11. 住み続けられるまちづくりを		11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
▼ターゲット		
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
11.6	2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。	

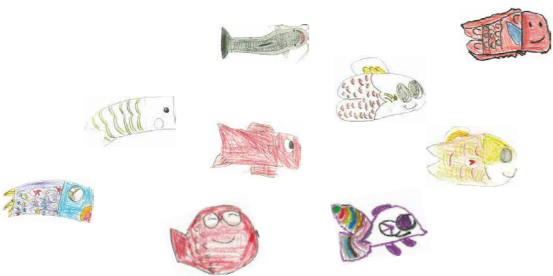
12. つくる責任 つかう責任		12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する		
▼ターゲット		
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。	
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。	
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	


13. 気候変動に具体的な対策を		13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*		
▼ターゲット		
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。	
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	


*国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



14. 海の豊かさを守ろう		
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
▼ターゲット		
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。(現在進行中の世界貿易機関(WTO)交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンダートを考慮。)	



15. 陸の豊かさを守ろう		
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
▼ターゲット		
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。	
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	

16. 平和と公正をすべての人に		
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
▼ターゲット		
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	

第5章

用語集

	用語	用語解説	
数字・アルファベット	4R (Refuse (リフューズ)・Reduce (リデュース)・Reuse (リユース)・Recycle (リサイクル))	Reduce「リデュース(ごみを発生させない)」、Reuse「リユース(ものを繰り返し使う)」、Recycle「リサイクル(資源として再生利用する)」の『3R』に、Refuse「リフューズ(ごみになるものを断る)」を加えた考え方。	
	AED	Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)の略。突然の心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す医療機器。	
	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて、情報を保存、加工、伝送する技術のこと。	
	KPI	Key Performance Indicatorの略。組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味する。KPIの達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できる。	
	LED	Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略。電気使用量が少なく寿命が長い特徴を持ち、環境保護や地球温暖化の防止に効果があるとされている。	
	NPO	Non Profit Organization(民間非営利団体)の略。さまざまな分野において継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。	
	RESAS(リーサス)	産業構造や人口動態、人の流れなどの官民が持つビッグデータ(従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大で複雑なデータ群)を集約し、可視化するシステムのこと。地方創生のさまざまな取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が提供している。	
	あ行	青色回転灯パトロール	青色回転灯を装備する自動車を使用し、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールのこと。
		一次救命処置	心肺停止状態の傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間に行う救命処置のこと。なお、二次救命措置は、病院などの医療機関において医師や救急救命士が行う高度な救命処置のこと。
		インフラ	インフラストラクチャーの略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・上下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
雨水幹線(うすいかんせん)		道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水管のこと。	
オープンスペース		都市または敷地内で、建造物の建っていない場所、空き地のこと。	
オープンデータ		誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータ。特に、ソフトウェアなどによる自動処理に適した一定のデータ形式に整理・整形された機械可読(マシンリーダブル)なもの。	
	汚水処理人口普及率	汚水処理施設の普及状況を示す指標。住民基本台帳人口に占める「下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽による処理人口」の割合。	

17. パートナリシップで目標を達成しよう		17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		
▼ターゲット		
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。	
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	
17.10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	



	用語	用語解説
か 行	介護給付費	事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として市町村から事業者を支払われるサービス費用。
	可住地面積	総面積から林野面積(森林面積と森林以外の草生地面積を含む)と主要湖沼面積を差し引いた面積のこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と継続的に多様に関わる人々のこと。
	基幹産業	経済活動の基盤となる重要な産業のこと。
	基準財政需要額	地方公共団体が標準的な行政を行った場合の財政需要を一定の方法で算定した額。
	基準財政収入額	地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法で算定した額。 ※地方公共団体の収入の一つである普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額の差額(財源不足額)を基本として交付される。(基準財政需要額が基準財政収入額以下の場合、普通交付税は交付されない。)
	救急救命士	厚生労働大臣が認定する国家資格者として、救急車で医療機関へ搬送中に医師の指示のもと、心肺停止状態の傷病者に対して高度な救急救命処置を行うことができる者のこと。
	行政界	行政区画の境のこと。都府県界、町村・政令市の区界などがある。
	行政監査	市の一般行政事務(部・課などの組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営など)について、その適正性・効率性・能率性の確保などの観点から行われる監査。
	協働	地縁団体、市民公益活動団体、行政などの複数の主体が、公益という共通の目的のもとに、お互いの立場を認めながら、対等な関係で連携・協力することにより、共通する課題の解決に取り組むこと。
	漁礁(ぎょしょう)	魚が多く集まって漁場を形成している箇所。
	緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者などが、緊急時に緊急ボタンを押すことで、消防局や近くの協力員に助けを求めることができるシステム。
	経済センサス	事業所・企業の経済活動の状態を明らかにし、包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに行われる国の統計調査。事業所・企業の基本的構造を明らかにする「基礎調査」と、事業所・企業の経済状況を明らかにする「活動調査」がある。
	警防計画(けいぼうけいかく)	火災などの発生時や発生のおそれがある際に実施する警戒、排除、鎮圧、被害の拡大防止など、火災などの被害を最小限度に留めるために必要な事前の対策を定めた計画。
	公安委員会	警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察を管理する行政委員会のこと。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きょ(公共の用に供されている溝状の小規模な用水路・排水路など)、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。
	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計し、1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを推計したもの。(1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数)
	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上耕作されることがなく、この数年の間に再び耕作する意思のない土地のこと。

	用語	用語解説
か 行	高次都市機能(こうじとしきのう)	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど、住民生活や企業の経済活動に対して、各種サービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能のことで、当該都市の圏域を越え、広域的に影響のある機能のこと。
	公衆衛生推進協議会	「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織された任意団体。広島県内ではすべての市町に組織されている。
	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために支給される資金のこと。
	交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買物、観光などによって、その地域を訪れる人々のこと。
	コーホート要因法	各コーホート(ある一定期間内に生れた人の集団)について、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。
	国民保護計画	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づき、地方公共団体などが、国民の保護のための措置を行う実施体制や、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練などに関する事項などを定めた計画。
	子育て支援コーディネーター	主に就学前までの子どもがいる子育て家庭を対象に、子育てに関する疑問や悩み、困りごとなどを、一緒に考え、適切なサービスや専門的な相談窓口などに案内するなど、解決に向けての支援を行う人材。
	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	「地域とともにある学校づくり」の実現のため、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。
	コンテナヤード	海上コンテナを一時保管・集積しておく場所のこと。
	さ 行	災害廃棄物
サテライト化		企業または団体の本拠から離れたところに設置された遠隔勤務用の施設(サテライトオフィス)を就業場所とする働き方。
サプライチェーン		製品の、原材料や部品の調達から、製造、生産・在庫管理、販売、配送、消費までの一連の流れのこと。
自衛消防組織		不特定多数の者が利用する建物(防火対象物)において、火災や地震などの災害時の初期活動や応急対策を円滑に行い、建築物の利用者の安全を確保するための組織。消防法(昭和23年法律第186号)に基づき、防火対象物の管理者が設置する。
自主防災組織		住民が地域ごとに団結して、災害時に自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を地域ぐるみで行う組織。
自主財源		地方公共団体の財源のうち、国や県などに依存しないで独自に調達できるもの。地方税のほか、手数料・使用料・寄附金などがある。
自助・共助・公助		自助…自分自身の身の安全を守ること。 共助…地域やコミュニティが協力して助け合うこと。 公助…行政や消防、県や警察、自衛隊などの公的機関による救助・援助のこと。
自然増減		死亡数と出生数の差のこと。
児童扶養手当		父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
社会増減		ある地域から転出した人口と別の地域から転入した人口の差のこと。

	用語	用語解説
さ 行	社会福祉協議会	社会福祉を目的とする事業の実施などを通じて地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。民間団体ではあるが、構成要件などは社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定されている。
	住民基本台帳(人口)	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を市町村が正確かつ統一的に管理するための制度で、それぞれの住民に関する事務処理の基礎となるもの。
	浚渫(しゅんせつ)	河川や海の底をさらって、土砂などを取り除くこと。
	生涯学習	人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習。
	消費生活センター	事業者に対する消費者の苦情や相談のほか、消費者啓発活動や生活に関する情報提供などを行うために、地方公共団体が設置する行政機関。
	消費生活相談員	地方公共団体の消費生活相談センターや消費生活相談窓口において、消費生活相談などに対応する専門職のこと。
	情報セキュリティインシデント	組織の情報セキュリティ体制を脅かすセキュリティ上好ましくない事象や事故のこと。
	食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる力を育てること。
	食生活改善推進員	食を通じた地域の健康づくりの活動を行う、全国組織のボランティア団体のこと。
	森林環境譲与税	温室効果ガスの削減目標の達成や災害防止を図るために都道府県や市町村が行う森林整備などに必要な財源を安定的に確保することを目的として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、市町村及び都道府県へ譲与される税。
	水源かん養機能	森林土壌の貯水や治水、水を浄化する機能のこと。
	生活支援コーディネーター	地域において、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。「地域支えあい推進員」とも呼ばれる。
	生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のこと。
	製造品出荷額等	1年間(1～12月)における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでなく、廃物の出荷額の合計。 ※製造品出荷額とは、事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、その事業所から出荷した場合の出荷額。加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき額。
	製品ライフサイクル	製品が市場に導入されてから衰退するまでのプロセスのこと。
	石油コンビナート等特別防災区域	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づき、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している地区。
	素材型産業	鉄、石油、木材、紙などの製品で、産業の基礎素材となる製品を製造する産業。
	ソフト対策(防災)	ハザードマップの作成や避難態勢の整備、土地利用規制などにより、洪水や高潮などが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するもの。

	用語	用語解説	
た 行	第1次産業・第2次産業・第3次産業	第1次産業…「農業、林業」及び「漁業」 第2次産業…「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」及び「製造業」 第3次産業…「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」及び「公務(他に分類されるものを除く)」	
	待機児童	定員超過などにより、保育所や認定こども園などの保育施設に入所できなかった児童。国の「保育所等利用待機児童数調査」では、特定の保育施設への入所を希望するなどの理由(私的理由)以外の理由で入所できなかった児童をいう。	
	地域運営組織	地域住民が主体となり、住民自治組織や、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、学校、PTA、企業などの多様な団体と連携・協議の下、生活サービスの提供や地域の経済活動など地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織のこと。	
	地域学校協働活動	地域住民、保護者、事業者、関係機関・団体など、さまざまな関係者が参加し、地域全体で子どもの学びや成長をささえるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協力して行う活動。	
	地域コーディネーター	地域による学校支援活動などにおいて、主に学校区における活動の連絡調整を行い、必要に応じて地域の人材を派遣などを行う者。	
	地域包括ケア	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方。そのための仕組み(ネットワーク)を「地域包括ケアシステム」という。	
	地域防災リーダー	市の認定を受けて、防災に関する知識や技能の習得・普及や防災意識の啓発活動など、地域における防災対策の推進を図る者。	
	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務(借入金)で、その履行(償還)が一会計年度を超えて行われるもの。	
	通所型サービスB	住民などのボランティアが主体となり、自主的・自発的に運営する通所型の介護予防事業。介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業が位置づけられている。	
	定期監査	行政の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法・適正かつ効率的に行われているかどうかを、定期的に監査するもの。	
	定住人口	地域に住んでいる人々(居住者)のこと。居住人口。	
	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。	
	土砂災害特別警戒区域	警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。	
	な 行	土地開発公社	行政が道路や公園などを造るために必要な土地を行政に代わって取得するため、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき設立される法人。
		南海トラフ地震	日本列島が位置する大陸プレートの下に太平洋上にあるプレートが沈み込む場所を震源域として、今後30年以内に非常に高い発生率で起こるとされる巨大地震。
二次災害		地震や風水害などで直接生じた被害とは別に、それをきっかけに新たに発生する災害のこと。	
二次・三次救急医療		一次救急医療…軽症の患者を外来診察すること。 二次救急医療…入院治療を必要とする重症患者を診察すること。 三次救急医療…二次救急医療で対応できない高度な集中治療を必要とする重篤な患者を診察すること。	
認定こども園		幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する施設。	

	用語	用語解説
な 行	ネウボラ	フィンランド語で「ネウボ」(neuvo)はアドバイス,「ラ」(la)は場所を意味する,「総合的な子育て支援制度」のこと。日本では,保健師などの専門スタッフが妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に応じ,必要に応じて支援や情報提供,関係機関との連絡調整を行うなど,妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みとして,主に母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき設置される「子育て世代包括支援センター」を指す。
	農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造,農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし,農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計で,5年ごとに行う調査。
は 行	ハード対策	構造物によって,洪水,高潮,津波などによる外力(ハザード)を制御し,災害を防止・軽減するもの。
	ハザードマップ	地域住民などが迅速・安全に避難するために,災害危険箇所や避難場所などの情報を地図上に明示したもの。
	花いっぱい運動	「社会を美しく,明るく,住みよくする」,また花を通じて人々の気持ちやまちの景観を豊かにすることを目的に作られた運動のこと。
	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき,地域農業における中心経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確化し,市町村により公表するもの。
	避難行動要支援者名簿	高齢者,障害者,乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方(要支援者)のうち,災害発生時の避難などに特に支援を要する方をまとめた名簿。
	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので,標準税収入額などに普通交付税を加算した額。
	広島県人口動態調査	出生,死亡,婚姻,離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について,広島県が1年間(1~12月)の状況をまとめた調査。
	広島広域都市圏発展ビジョン	「200万人広島都市圏構想」の実現を目指して,都市圏の中長期的な将来像を示すとともに,その実現に向けて取り組む具体的な施策を取りまとめたもの。 ※「広島広域都市圏」は広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある,東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町(令和3(2021)年3月現在)で構成される。
	広島西二次保健医療圏	二次保健医療圏とは,保健医療の基本的単位となるもので,日常生活圏で,通常の保健医療需要に対応するために設定した,複数の市町で構成する区域のことで,広島県内では7つの圏域が設定され,広島西二次保健医療圏は本市及び廿日市市の2市で構成される。
	普通救命講習	命を守る知識とスキル習得を目的に,消防本部・消防署で実施されている講習のこと。具体的には成人の心肺蘇生法,自動体外式除細動器(AED)の使用法,気道異物除去法などがある。
	フレイル	年をとって体や心のはたらき,社会的なつながりが弱くなった状態。医療・介護分野においては,「健康な状態と要介護状態の中間に位置し,身体的機能や認知機能の低下が見られる状態」を指す。
	分離課税	退職所得や山林所得などの特定の所得については他の所得と合計しないで,その所得だけに独自の税率をかけて所得税の計算をする方法のこと。
	へき地医療	交通条件及び自然的,経済的,社会的条件に恵まれない離島や山間部などの地域のうち,医療の確保が困難であって,「無医地区(無医地区に準じる地区を含む)」、「無歯科医地区(無歯科医地区に準じる地区を含む)」及び「へき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域」において提供される医療のこと。
母子保健コーディネーター	主に母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき設置される「子育て世代包括支援センター」(ネウボラ)において,妊娠・出産・育児のさまざまな疑問・悩み・相談に対応する相談員。	
保健休養機能	農村の美しい風景,澄んだ空気,きれいな水,四季の変化などが,訪れた人に安らぎを与え,気分を落ち着かせ,精神を癒すなどの機能。	

	用語	用語解説
ま 行	見守りタグ(みまもりタグ)	電波を出力する小型の装置(みまもりタグ)を所持する人が,専用アプリをインストールした人に接近した際,スマートフォンの位置情報を利用して自動的にアプリに対象者の位置情報が蓄積されるシステム。高齢者など見守りが必要な人が行方不明などの際,捜索範囲をある程度絞ることで,保護者の負担軽減につながる。
	藻場(もば)造成	何らかの原因で藻場(さまざまな海藻(草)が群生している場所)がなくなった場所へ人の手によって海藻の移植を行い,新たな藻場を創り出すこと。
や 行	誘導区域(居住誘導区域,都市機能誘導区域)	居住誘導区域…人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより,生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう,居住を誘導すべき区域。都市機能誘導区域…医療・福祉・商業などの都市機能を,都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより,これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	用地取得	道路,河川改修,砂防設備,鉄道,電気,ガス,水道などの公共事業のために,起業者が土地を買い取ること。
	用途地域	都市を住宅地,商業地,工業地などいくつかの種類に区分し,それぞれ建てることのできる建物の用途を定めるもの。
ら 行	ライフサイクル	人が生まれ育ち,青年期を経て成人し,老年期を経て死に至るまでの過程。
	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また,人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
	ライフステージ	人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
	ライフライン	日常生活に欠かすことのできない水道・電気・ガス・通信・輸送などの施設,設備のこと。
	リスクマネジメント	さまざまな危険による不測の損害を最小の費用で効果的に処理するための経営管理手法のこと。
	立地適正化計画	都市計画法(昭和43年法律第100号)を中心とした従来の土地利用に加えて,居住機能や医療・福祉・商業,公共交通などのさまざまな都市機能を都市の拠点に誘導することで,「コンパクト+ネットワーク」型の都市形成を図るために市町村が策定する計画。
	利用権設定	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき,農地を貸したい人と借りたい人の間で貸借権などの権利(利用権)を設定すること。貸し手と借り手の間で定めた期間の到来により,自動的に貸借関係が終了する。また,利用券を再設定することで継続して貸借を行うこともできる。

